

## 答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令元-職1〕

### 第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動1及び2は、いずれも大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

### 記

#### （表現活動1）

平成29年12月、大阪市北区で弁士Aを含む複数の弁士により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士Aにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動1」という。）

#### （表現活動2）

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。)において、本件街宣活動の一部を記録した動画（以下「本件動画」という。）を投稿し、本件動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に本件動画及びそのタイトル・説明文等（以下「本件動画等」という。）を掲載し、不特定の者から投稿されたコメント（以下「本件コメント」という。）とともに不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動2」といい、本件表現活動1及び2を併せて「本件表現活動」という。）

### 第2 結論に至った理由

#### 1 本件街宣活動に係る表現活動の主体について

本件街宣活動においては、参集した者がそれぞれの主張を述べており、このうち弁士Aが、特定の団体（以下「本件団体」という。）の全国組織である特定の関連団体（以下「本件関連団体」という。）を結成したことと、本件関連団体のホームページを確認してみたい旨の発言などを繰り返していることが認められる。

また、本件動画等のタイトル及び説明文において、本件関連団体に関する記述があることから、一見すると、本件表現活動は本件団体による行為と推認されることから、弁士Aに、本件表現活動の実施主体について確認することとした。

弁士Aによると、下記3(2)のとおり、当時、弁士Aは大阪市北区の特定の場所で定期的に街宣活動を行っており、そのうち、本件街宣活動は、偶然、本件団体に属していた時に行ったものと思われること、また、本件街宣活動を企画したのは弁士A自身であり、実施に際して本件団体及び本件関連団体からの指示を受けたことは一度もないとのことであった。

加えて、本件団体に、本件表現活動に関する情報提供を求めたところ、本件団体の代表者より文書にて、本件団体及び本件関連団体と弁士Aとは関係がない旨の回答があった。また、当審査会が確認したところ、本件表現活動時、弁士Aは本件団体又は本件関連団体の役職者ではなく、一構成員であった。

上記のことを総合的に勘案すると、本件街宣活動は、あくまで本件団体の一構成員である弁士Aが本件団体の指示を受けずに行ったものであり、本件団体は本件街宣活動の実施主体とは認められず、また、本件団体以外の団体に関連しているとの情報も得られないことから、当審査会は、本件街宣活動は団体による活動ではなく、本件表現活動1は弁士Aにより行われた独立の表現活動であり、また、本件表現活動2についても、本件街宣活動の一部を記録した動画であることから、独立した表現活動であるものと判断した。

以下、本件表現活動1及び2のそれぞれについて、条例第5条第1項各号のいずれかに該当するものであるかどうか、また、同項各号のいずれかに該当する場合には、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するものであるかどうかを検討していくこととした。

## 2 本件表現活動2の調査審議対象について

### (1) 調査審議の対象とする本件動画等について

本件動画等の内容は、随時、追加や削除による変更（動画については削除のみ）が可能であることから、本件動画等の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件動画等の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に関する情報を大阪市に提供した者からの情報提供を受けて大阪市長の補助組織である大阪市民局（以下「市民局」という。）において確認した平成29年12月19日時点における本件動画等の内容を調査審議の対象とすることとした。

### (2) 条例の適用関係について

本件動画等は本件ウェブページで視聴できない状態になっていること

が、令和元年9月26日時点で市民局により確認されているが、少なくとも平成29年12月19日時点においては、本件動画等が不特定多数の者により視聴できる状態に置かれていたことに鑑み、引き続き調査審議を行った。

(3) 本件コメントについて

本件ウェブページには、本件動画等のほかに不特定の者から投稿された本件コメントが掲載されているが、本件コメントは、基本的には本件動画等に付随するものとして本件動画等と一体となって視聴対象となっており、本件動画等の存在を前提としその内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、本件動画等を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくるものもあると考えられる。

一方、条例第11条では「この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」と規定されており、本件において条例第5条第1項各号該当性やヘイトスピーチ該当性を調査審議するに当たっては、本件コメントの投稿者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが求められている。

以上の点を考慮し、大阪市になされた情報提供の対象が本件コメントとされていない本件においては、本件表現活動2の条例第5条第1項各号該当性やヘイトスピーチ該当性の調査審議は、まず本件動画等について行うこととし、その上で、本件動画等の各該当性について直ちに判断し難い場合その他特段の事情がある場合には、本件ウェブページでは不特定の者によって本件動画等に関するコメントを投稿することができることとなっていることを踏まえ、本件動画等と本件コメントとの関係や本件コメントによる本件動画等への影響について検討することとした。

3 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるため、条例第5条第2項に規定する申出にかかる申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

弁士Aの意見は、条例第9条第3項に基づき行われた口頭での意見陳述から、概ね次のとおりである。

- ・外国人への生活保護費は大阪市が日本で一番多い。私の算定では200億円弱で、日本全国の10数%を占める。外国人の人口としては、中国人

やベトナム人の方が多く、また、100か国以上の外国人がいるにもかかわらず、生活保護費の200億円弱のうち、何と9割が在日韓国・朝鮮人である。

- ・在日韓国・朝鮮人は、昭和29年に出された、現在で言うところの厚生労働省の通知だけを根拠に、市役所を脅すなどして分捕った生活保護を、世襲的に受給し続けているような民族である。
- ・最高裁で判決が出ているにもかかわらず、外国人の生活保護受給者は減っていない。外国人は生活保護などもらってはいけない。
- ・私たちが拉致被害者を返せとのデモ活動をしているとき、ヘイトスピーチをやめろと言って妨害してくるのは、反日の在日韓国・朝鮮人が反日の日本人以外にいない。
- ・本件街宣活動を企画したのは私である。
- ・当時、大阪市北区で定期的に街宣活動を行っていた。たまたま本件関連団体に属していた時に、本件街宣活動を行ったのだと思う。
- ・自分が行った活動について、本件関連団体から指示されてやったことなど一度もない。
- ・在日韓国・朝鮮人が支払っている国民健康保険料が少額であるとの発言について、根拠は覚えていないし何の記憶もない。おそらく誰かから聞いて発言したのだと思う。
- ・外国人が国民健康保険料を3か月だけ支払って高額医療を受け、本国へ帰るといった記事が新聞に載っていた。そのようなことも踏まえて、一般の日本人に、実際の金額はさておき、とんでもないことが起きているということを伝えたかった。
- ・正当に納付している者もいるが、在日韓国・朝鮮人が税金を真っ当に納付していないことは断言できる。嘘ではない。
- ・外国人への生活保護費として発言した200億円弱という数字も元々のデータは存在せず、独自の計算方法で算出したものである。実際の金額は多いかもしれないし、少ないかもしれないが、なぜ発言したかという、外国人が生活保護をもらっていること自体おかしいのではないかと、国民に伝えたかったからである。
- ・本件動画を撮影したのは私の仲間であり、その人が、一人で運営している本件動画サイト内のチャンネルにおいて本件動画を投稿した。同人の連絡先は知っているが、教えない。

#### 4 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

##### (1) 本件表現活動1について

本件表現活動1が、大阪市内で行われたことは本件動画から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

(2) 本件表現活動2について

条例第5条第1項第2号イは「本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの」と規定しているところ、本件表現活動2は、大阪市内で行われた本件表現活動1を含む本件街宣活動の内容を投稿・掲載し、拡散するものであり、下記5に記載のとおり、本件表現活動1はヘイトスピーチに該当すると認められることから、本件表現活動2は、条例第5条第1項第2号イに該当する。

5 本件表現活動1のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動1の概観

本件表現活動1は、下記ア及びイのような表現から構成されていることが確認できる。

ア 生活保護について、日本人が受給を申請しても支給されないが、在日韓国・朝鮮人であればすぐ支給されるとし、また、在日韓国・朝鮮人の国民健康保険について、日本国民が払っているとした上で、在日韓国・朝鮮人の国民健康保険料は少額であり、在日韓国・朝鮮人はこれを払うのが嫌で無理を通して払わなくていいようにすると述べ、在日韓国・朝鮮人について、日本国民の税金に「むしゃぶりつ」き、特権を享受しており、特別扱いしてもらわれなければ、差別と言うような精神に異常をきたした状態であり、また、頑張っている人に対して妬む民族の国などと述べている（以下「本件発言1」という。）。

イ 日本には差別用語はないとした直後、李氏朝鮮時代の階級制度や、病身舞を例示し、在日韓国・朝鮮人について、差別主義者で、差別好きである旨を述べた上で、在日韓国・朝鮮人とは共生できず、日本から退去すべきであるなどと述べている（以下「本件発言2」という。）。

(2) 本件発言1の条例第2条第1項該当性について

ア 条例第2条第1項第1号該当性について

本件発言1では、生活保護について在日韓国・朝鮮人であればすぐに受給できるという旨の発言をしているが、当審査会が確認したところ、そのような事実は確認できなかった。

また、国民健康保険は、在日韓国・朝鮮人であるか日本人であるかにかかわらず、年間所得額等によって保険料が決定される制度である。当審査会の試算によれば、年間所得額等によっては、国民健康保険料が上記(1)アで述べられている金額と同程度になることが確認された。

このような客観的事実を確認しないまま、在日韓国・朝鮮人は国民健康保険料が少額になると発言することは、事実誤認がはなはだしいと言わざるを得ない。

さらに、それらの発言を元に、在日韓国・朝鮮人は、日本国民の税金に「むしゃぶりつ」き、特権を享受しており、特別扱いしてもらわれなければ、差別と言うような精神に異常をきたした状態であり、また、頑張っている人に対して妬む民族の国などと述べており、在日韓国・朝鮮人一般を侮蔑する意図が認められる。

これらの表現は、マイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者に訴えかけるような口調で行われていることから、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件発言1は、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件発言1は、条例第2条第1項第1号ウに該当する。

#### イ 条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件発言1では、上記アで述べたように、在日韓国・朝鮮人について、税金に「むしゃぶりつ」く、精神に異常をきたした状態を表した差別的な表現等の侮蔑的な表現を用いている。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記アで述べた文言を聞き取ることができたことから、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上より、本件発言1は、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、又は誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件発言1は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

#### ウ 条例第2条第1項第3号該当性について

本件発言1は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件発言1を知り得る場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件発言1は条例第2条第1項第3号に該当する。

エ 小括

以上より、本件発言1はヘイトスピーチに該当する。

(3) 本件発言2の条例第2条第1項該当性について

ア 条例第2条第1項第1号該当性について

本件発言2では、弁士Aがどういった資料を根拠に述べているかは定かでないものの、弁士Aが言及している階級制度、差別的思想に基づくものとも思われる風習については、一般書籍等により発言内容と類似の内容が見受けられることから、一見、事実に基づいた発言にとどまるようにも思われ、また、特定の民族及び社会について差別的意識が根付いている旨を一般論として述べる程度にとどまるものである。

しかしながら、差別主義者、差別が好きであるなどと、異なる表現を用いて、在日韓国・朝鮮人が差別をしていると繰り返し述べており、差別主義者などと断じて、在日韓国・朝鮮人を貶めることを目的として、特定の時代の制度や一部の風習を抽出して、あたかも在日韓国・朝鮮人全般がそうであるかのように述べているものと考えられることから、在日韓国・朝鮮人一般を侮蔑する意図が認められる。

その上で、最終的には、在日韓国・朝鮮人とは共生できず、日本から退去すべきであるとし、在日韓国・朝鮮人を日本社会から排除すべきであると、聴衆をあおる発言が認められる。

これらの表現は、マイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者に訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件発言2は、在日韓国・朝鮮人一般を日本社会から排除し、権利や自由を制限することを目的としていることが認められ、また、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件発言2は、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも該当する。

イ 条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件発言2では、上記アで述べたように、在日韓国・朝鮮人について、差別主義者で、差別が好きであり、日本から退去すべきである等の侮蔑的な表現を用いている。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記アで述べた文言を聞き取ることができたことから、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上から、本件発言2は、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、又は誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件発言2は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

#### ウ 条例第2条第1項第3号該当性について

本件発言2は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件発言2を知り得る場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件発言2は条例第2条第1項第3号に該当する。

#### エ 小括

以上より、本件発言2はヘイトスピーチに該当する。

#### (4) 小括

以上より、本件表現活動1はヘイトスピーチに該当する。

#### 6 本件表現活動2のヘイトスピーチ該当性について

本件表現活動2は、本件表現活動1の内容を含む本件街宣活動の一部を大阪市内に拡散する行為である。

本件表現活動2は、本件表現活動1と、その目的及び表現の内容の意味するところについて同様であると認められ、かつ、インターネット上のウェブページにおいて、不特定多数の者がその内容を知り得る状態に置かれていたと認められることから、本件表現活動2は、条例第2条第1項各号に該当する。

したがって、本件表現活動2はヘイトスピーチに該当する。

#### 7 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和元年度 令元-職1

年 月 日	経 過
令和 元年 10 月 25 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 元年 10 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 3 年 10 月 13 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 6 月 6 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 10 月 20 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 1 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 2 月 14 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 4 月 21 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 6 月 2 日	弁士A口頭意見陳述
令和 5 年 7 月 7 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 8 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 9 月 27 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 10 月 3 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 10 月 20 日	条例第9条第1項に基づく調査に係る回答の提出
令和 5 年 10 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 11 月 8 日	関係者から意見書の提出
令和 5 年 11 月 28 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 1 月 17 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 4 月 24 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 6 月 12 日	調査審議（答申案）
令和 6 年 6 月 19 日	調査審議（答申案）
令和 6 年 6 月 27 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）